

同性パートナーの犯罪被害者等給付金の受給権

～「家族」を考える一素材として～

岩見沢事務所長 弁護士
小野田 充宏



1 婚姻届を提出してはいないものの、夫婦と同じように生活しているカップルがいます。内縁関係とか事実婚などと言われますが、婚姻届を提出していなくとも、夫婦としての共同生活を送っている実態がある場合には、例えば内縁関係を解消する場合には離婚のときと同様に財産分与を認めるとか、一定範囲で法律上の婚姻に準じて取り扱うべきものと解されています。

このほかにも、個別の法律で内縁パートナーに法律婚における配偶者と同様の権利が保障されていることもあります。

例えば、遺族年金を受給できる第1順位者は「配偶者」ですが、年金の受給権者を定める各法律では「この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする」などとされています。健康保険等の被扶養者となる「配偶者」についても同様です。この「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」の典型例は事実婚(内縁関係)のパートナーです。

ただ、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」といっても、婚姻届を出そうと思えば出せるにもかかわらず出していないカップルだけでなく、そもそも出すことができないカップルもいます。日本の法律では「重婚」や「近親婚」は禁止されていますので、内縁カップルの一方が別の人と法律婚をしていたり、内縁カップルが3親等内の血族である場合には、そもそも婚姻届を出そうと思っても出すことができません。大雑把にいうと、婚姻届を出そうと思えば出せる内縁カップルについては広く遺族年金等の受給権や健康保険等の被扶養者の地位が認められてきましたが、婚姻届を出そうと思っても出せない内縁カップルについては、そもそもそのような関係を保護すべきに問題があり得るため、より限定的に考えられてきました。

2 では、同性カップルの場合はどうでしょうか。この問題はこれまであまり議論がなされてきませんでした。同性カップルの一方が殺害されたケースで、そのパートナーが犯罪被害者等給付金の支給制度に基づき遺族給付金の支給を求めた事案でこれが正面から問われました。この給付金の支給制度を定める法律では、遺族給付金の第1順位の受給権者は「犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)」とされているのですが、同性パートナーも括弧書きの「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に当たるとして遺族給付金の支給を申請したものの、愛知県公安委員会は犯罪被害者とパートナーが同性であることを理由に不支給の裁定をしたため、同性パートナーがその裁定の取消しを裁判所に求めたものです。

一審(名古屋地裁)と原審(名古屋高裁)では、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」につき、死亡した犯罪被害者との間において民法上の婚姻関係と同視し得る関係を有しながら婚姻の届出がない者も受給権者とするものであり、婚姻の届出ができる関係であることが前提となっている、として、そもそも同性婚が認められておらず、婚姻の届出をすることができない同性パートナーはこれに該当しないと判断しました。

これに対し、最高裁(令和6年3月26日判決)は、犯罪被害者等給付金の支給制度の目的が犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族等の精神的、経済的打撃を早期に軽減するなどして犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与することにあるとした上で、同性パートナーであっても法律婚や異性間内縁カップルのパートナーと同様に精神的、経済的打撃を受け、その軽減等を図る必要性が高いと考えられる場合があることを理由に、同性パートナーも「婚姻の届出をしていないが、事実